

令和五年四月十日発行
皇學館論叢第五十六卷第一号 抜刷

研究ノート

土岐康行の乱について——乱の評価と一族支配——

岩
井
寛
斗

土岐康行の乱について——乱の評価と一族支配——

岩井寛斗

□ 要 旨

従来、土岐康行の乱は明德の乱・応永の乱と同様に、將軍足利義満による守護権力抑制の動きの一つとして考えられてきた。しかし、討伐対象である土岐康行は一時的に守護職を失うが、乱後すぐに伊勢国守護に再任されており、従来の評価は見直すべきであると考ええる。討伐対象についても康行のみではなかったと思われる。尾張国守護代の土岐詮直も討伐対象であった。乱後の土岐氏が失ったものが尾張国守護職であることと因果関係があると思われる。

また、土岐康行の乱によって、それまでの土岐氏一族による支配体制が瓦解したことは既に指摘されているが、その指摘は美濃国一国に留まり、伊勢国の支配体制は検討されていない。乱後、伊勢国守護家（世保氏）に従った一族

と奉公衆になった一族を比較し、瓦解の要因を探る。

そこで本稿では、まず土岐康行の乱に対する評価を再検討したうえで、乱後の世保氏による支配体制を検討していく。

□ キーワード

土岐康行の乱 土岐氏 尾張国守護 伊勢国守護
奉公衆

はじめに

土岐康行の乱とは、康応元年（一三八九）から明德元年（一二九〇）にかけて起きた美濃国・尾張国・伊勢国守護であっ

た土岐康行が討伐された事件である。この乱を明治・大正期の国史学者である田中義成氏は「これ義満が諸強族を削弱するの攻略なり。」と評し、今日まで山名氏を討った明德の乱、大内氏を討った応永の乱と並び、足利義満の守護権力抑制の動きの一つと認識されてきた。しかし、康行は明德二年に伊勢国守護の徴証が見られ、その後康行の系統（世保氏）が断続的に伊勢国守護を継承していくこととなる。近年、足利義満の動向を見直した指摘がなされているが、討伐された土岐氏についても検討すべきであろう。

ここで先行研究を整理しておく。谷口研語氏は土岐氏の通史を研究され、その成果として『美濃・土岐一族』を著された。土岐氏の最盛期であった三代美濃国守護土岐頼康の支配体制を、合議制を用いた一族支配とされた多田誠氏、室町幕府における頼康の位置や公家・寺院関係者との関係を検討された山田徹氏などが土岐康行の乱以前に関する先行研究である。次に乱後に関する先行研究を整理する。康行の乱後、美濃国守護土岐頼益が行った領国支配のあり方に着目され、守護代となる斎藤氏が如何なる状況下で抬頭してきたかを検討された廣瀬量平氏¹⁰、乱後にそれぞれの土岐氏一族が国内で各々の領地支配をすすめていったため、美濃国守護土岐氏の領国支配の基盤は康行の乱以前に比べ、不安定なものとなったと指摘された佐伯浩氏

の研究がある¹¹。

土岐氏の研究は様々あるが、土岐康行の乱に関する専論はなく、乱後の支配体制についての評価は、廣瀬氏や佐伯氏によって美濃国一国のみ明らかにされている。一方で、乱後に伊勢国守護となった世保氏については、谷口氏が西池田氏の脅威となったと指摘するのみで、支配体制については明らかにされていない。伊勢国守護職としての土岐氏が研究対象にされなかったことを谷口氏は、

土岐氏の研究において、伊勢守護家としての世保氏はあまり評価されず、世保氏はとくに研究の対象とされることなく放置されてきた。それは、西池田氏の台頭を、単に土岐氏の中興としてのみみて、康行の乱がもたらした美濃の政治史の断絶、また、土岐一族の歴史の断絶に、あまり注意がはらわれてこなかったことによる。

意¹²はらわれてこなかったことによる。とする。つまり、康行の乱後、美濃国守護となった西池田氏ばかりにフォーカスを当て、世保氏には注意がはられず放置されてきたため、土岐氏研究において伊勢国に関する研究が少なかつたのである。

そこで本稿では、土岐康行の乱を再検討したうえで、世保氏の支配体制について考察していきたい。

第一章 土岐康行の乱の再検討

「はじめに」で取り上げたように土岐康行の乱は田中義成氏以来、足利義満の守護権力抑制の動きの一つと評価されてきた。このように評価されてきた要因として、乱以前に美濃・尾張・伊勢三国守護であった康行の分国を乱後、別の人物（美濃国は土岐頼忠、尾張国は土岐満貞）へと与えたこと¹⁴で、康行の分国が減ったことが挙げられよう。しかし、この乱の討伐対象である康行に乱の翌年、伊勢国守護職を与え、断続的に康行の系統である世保氏が継承していくことに違和感を持つ。そもそも、この乱の討伐対象は康行のみであったのだろうか。次の史料は、康行以外に対象がいたことを示す。

【史料一】「足利義満告文写」（天理大学附属天理図書館所蔵『凶徒御退治御告文』、No.3）

（足利義満）御名字御筆

征夷大將軍准三后従一位源朝臣^{（尾張頼忠）}、かけまくもかしこき神祇官八神殿の広前ニ、恐み恐みも啓白す、小臣今年卅三歳太一定分の重厄也、ふかく懇精をこらしめつ、擁護をあふく者也、爰土岐大膳大夫康行・同宮内少輔詮直、美濃・尾張両国にして陰謀をくわつ、又山名伊豆守義熙・同右馬頭氏之・同宮内少輔時熙三人同心して、但馬・伯耆にし

土岐康行の乱について（岩井）

て梟悪を、こす、近年四海静謐、いよ／＼冥助を仰ところ
に、今東西四国の凶徒同時に出来、驚歎存する者也、仍官
軍をさしつかハして退治をくわふ、国家の安全は神明の誓
約也。（以下略）

明德元年閏三月八日 征夷大將軍准三后従一位源朝臣^{（足利義満）御名字御筆}

（後略）

右の史料は近年、桐田貴史氏によつて紹介されたものである。¹⁵史料中の傍線部によると、土岐康行・土岐詮直が美濃・尾張両国において陰謀を企てたため、官軍を差し遣わして退治を加えた。つまり、土岐康行の乱における討伐の対象は、康行・詮直であった。

土岐詮直は尾張国守護代とされている。また、この乱で結果的に土岐氏全体として失ったものは、尾張国守護職である。¹⁷そこで本章では、土岐康行の乱の評価を再検討するために、尾張国守護職を中心に考察をしていきたい。

土岐氏が尾張国守護になる以前の尾張国守護は鎌倉期より尾張国守護であった中条氏、観応の擾乱で失脚する執事高師直の弟高師泰であった。¹⁸

康行の養父である土岐頼康が尾張国守護となるのは高師泰が誅殺された後の事であり、頼康は自身が没する嘉慶元年（二三八七）十二月二十五日まで尾張国守護であった。¹⁹頼康の

尾張国守護としての徴証は多く、その殆どが幕府から遵行命令を受けたものである。こうした遵行命令については、土岐一族が尾張国への押領行為を続け、守護頼康が遵行を怠ることで尾張国における勢力拡大を図ったとされている。²⁰⁾

そして頼康が尾張国守護に就任した後、頼康は京内の政変に関わっていくこととなる。まず、斯波高経が失脚した貞治の変においては、美濃国の軍勢を向かわせる様に命を受け、山田徹氏が「応安の政変」と称する政変において、氏は頼康を管領細川頼之と対立する中心人物であったと指摘される。細川頼之が失脚した康暦の政変では、「反細川派」として行動し、諸国に頼康誅伐の御教書が発給された。²⁴⁾ 細川頼之が四国へと下向するのは、康暦元年（一一三九）閏四月十四日のことであり、同年二月二十二日に頼康誅伐の御教書が作成されたとする。結果として細川頼之の下向という形で収束したものの、足利義満に対立する構図となっていたことは看過できない。自らと対立した頼康や山名氏の分国を義満が奪えなかったのは、隣接する複数の国に勢力を扶植していたため、容易ではなかったとされる。²⁶⁾ また、山田氏は康暦の政変後も義満・頼之と反細川派の対立が続いていたとされ、反細川派の中心であった土岐頼康・山名時義の没後、その後継者が討伐されたとする。²⁷⁾ つまり、土岐康行の乱とは康暦の政変からの対立構造が原因の一つであった。

次に康行の乱後に尾張国守護となった土岐満貞について検討していく。

頼康の没後、尾張国守護として徴証が見受けられるのは、頼康の養子土岐満貞である。『明德記』によれば、満貞が尾張国守護代土岐詮直の讒言をし、「しからは国を満貞にたひて宮内少輔（筆者註・土岐詮直）を御退治あるへきか。」との御沙汰があったという。²⁸⁾ そもそも『明德記』は、明徳の乱の経過及び乱後処理までを記す軍記物であるが、『明德記』の成立時期について和田英道氏によると、『明德記』の初稿本は、「明徳三年（一二三九）五月から応永二年（一三九五）三月までの間」に成立したとされる。²⁹⁾ つまり、『明德記』は軍記物語という性格上、史実とし難い事象も存在するが、概ね同時代の史料としても活用できよう。

『明德記』の記述によれば、頼康から満貞へと改替されたわけではなく、頼康↓康行↓満貞へと継承されていた印象を受けるが、康行の尾張国守護としての徴証は管見の限り確認できないため、以下、満貞の尾張国支配体制について検討していく。まず、満貞は嘉慶二年に尾張国守護としての徴証が見受けられる。

【史料二】「管領斯波義将奉書」（円覚寺文書、『愛知県史』資料編九、五三七号）

円覚寺雑掌申、尾張国富田・篠木両庄内名々事、申状・具書如_レ此、去々年、悉打_二渡寺家_一之處、伺_二国中物念之隙_一、立河・糟屋・曾我・齋藤・嶋津・富田各務入道・宇津木・古見彈正并小彈正次郎・猿子弥四郎・神戸新右衛門入道・河村兵衛次郎・奥田得丸以下輩、立帰濫妨云々、早止_二彼等妨_一、一円沙汰付雑掌、可_レ被_レ執_二進請取_一之状、依_レ仰執達如_レ件、

嘉慶二年五月廿五日

(前後略)
左衛門佐(花押影)

土岐伊与守殿

右の史料は、土岐頼康が没した五か月後に発給されている。内容としては、尾張国富田・篠木両庄を至徳三年(一二八六)に円覚寺へと渡したが、国中が落ち着かない間に、立河をはじめとした者が押領行為を再び始めたので、彼らを止め、再び円覚寺に沙汰付するようにとの命を満貞が受けたものである。この史料中にある「国中物念」とは一体何なのか。「常楽記」によれば、嘉慶二年五月九日に土岐康行の乱の前哨戦である黒田合戦が起きている。つまり、「国中物念」とは黒田合戦の可能性が非常に高い。この史料に「猿子弥四郎」・「神戸新右衛門入道」といった土岐氏一族が確認でき、頼康期に行われた遵行闕意による所領拡大と同様な土岐氏一族を用いた支配体制と考えることもできるが、『明德記』によって黒田合戦以後の戦いで

土岐康行の乱について(岩井)

度々負ける満貞の姿があることは、むしろ遵行をする余裕がなかったことを如実に表現しているのではないだろうか。実際に土岐康行の乱が終結した明德元年閏三月以降には次のように遵行をしている。

【史料三】「管領斯波義将奉書案」(醍醐寺文書、『愛知県史』資料編九、五八九(二)号)

尾張国熱田社座主職・同座主領事、被_レ付_二理性院僧正_一之由、所_レ被_レ成_二下院宣_一也、早云_二当職_一、云_二座主領、退_二土岐美濃守代官_一、沙汰付彼僧正雑掌、可_レ被_レ執_二進請取_一之状、依_レ仰執達如_レ件、

明德元年九月二日

(前後略)
左衛門佐判

土岐伊与守殿

【史料四】「尾張国守護土岐満貞遵行状案」(醍醐寺文書、『愛知県史』資料編九、五八九(三)号)

尾張国熱田宮座主職・同座主領事、先立遵行之处、依_二美濃守代官申_一、重御教書如_レ此、案文遣_レ之、早退_二美濃守代_一、可_レ被_レ渡_二付理性院殿御代官_一之状如_レ件、

明德元年九月二日

(前後略)
伊与守判

戸藏左近将監殿

右の二つの史料から乱後、美濃国守護となった土岐頼忠の代官を退け、理性院雑掌へ熱田社座主職・同座主領の沙汰付を命

ぜられたことが見て取れる。前述の如く、それまでは黒田合戦から始まる一連の戦いによって余裕がなかっただけであり、終結後はこのようにむしろ積極的に遵行をしていたのであろう。

最後に満貞の『明德記』における評価について見ておきたい。まず、満貞が黒田合戦以後、度々の合戦で負けている様子を「人皆嘲りおもふ」とする。また名譽挽回のために臨んだ内野合戦においても「敵の手負馬をとり我鞍を置代打乗て御方の捨たる頸を拾ひ持せて参りたり」とある。これは自らの馬が切られ傷を負いながらも、敵の頸を取ったという嘘を注進したが、白昼の戦であったため、ばれてしまう場面を記述したものである。『明德記』において満貞の評価は悪い印象を持たせる。そもそも、『明德記』の作者は、富倉二郎氏によって「足利義満に近侍した者」と指摘されており、作者の詳細は不明であるが、今日まで定説とされている。作者が足利義満に近い人物であれば、その作成意図に足利義満の意向が反映されていよう。つまり、満貞の評価を下げようとの意向が働き、既に記したような記述が『明德記』に見受けられるようになったのではないだろうか。

満貞以後、尾張国守護は、足利一門である畠山・今川氏と変遷していき、応永年間（一三九四—一四二八）以降は、一門の斯波氏が担う³²。つまり、土岐氏が尾張国守護職を失って以後は、

足利一門のみが尾張国守護として確認でき、尾張国において外様守護は生まれなかったのである。また、高師泰・土岐頼康は幕府内における立場がそれ相応にあった。果たして満貞にそのような尾張国守護たる立場があったのだろうか。『明德記』において卑怯者として描かれている満貞を要地の守護として任命したとは考えにくく、土岐氏から尾張国守護を収公するために、康行の乱において満貞が利用されたと考えた方が自然ではなからうか。

以上から土岐康行の乱を山田氏が指摘する康暦の政変から連動した合戦と評した上で、幕府方の目的は土岐氏から尾張国守護職を収公するための策であったと結論づけたい。

第二章 土岐康行の乱以後の伊勢国支配

前章では、主に尾張国守護職としての土岐氏について検討した。美濃国三代守護土岐頼康は、美濃・尾張国の他に伊勢国守護でもあり、土岐康行の乱後、伊勢国守護職は土岐康行系統の世保氏が断続的に継承していった。しかし、「はじめに」で述べたように乱後の支配体制はこれまで美濃国のみを検討したうえで一族支配の瓦解と結論づけられ、伊勢国の支配体制を含めた上で一族支配が瓦解したかを結論づけた指摘は管見の限り確

認できない。そこで本章では、康行の乱以後の伊勢国支配が如何なるものであったのか検討していく。

まず、土岐康行の乱以前の伊勢国支配について検討していきたい。康行の養父であった土岐頼康が伊勢国守護を補任されたのは、仁木義長が失脚した延文五年（一三六〇）と指摘され、次の史料は伊勢国守護としての初見史料である。

【史料五】「伊勢守護土岐頼康遵行状」（石水博物館所蔵文書（佐藤文書）、『三重県史』資料編中世二、四三三号）

為「勢州凶徒対治」、所「令」発向「也」、早速馳参、可「被」致

忠節「之」状、依「仰」執達如「件」、

延文五年十一月廿五日

沙弥（上段頼康）（花押）

佐藤藏人殿

右の史料は、伊勢国の凶徒を対治するために幕府から土岐頼康を通じ、佐藤藏人の招集を促す文書である。このように招集を促す文書を「軍勢催促状」と呼ぶが、軍勢催促状の下達は守護の権限であるため、右史料をもって土岐頼康の伊勢国守護としての初見とする。

当該期の伊勢国守護代は戸蔵氏である。⁽³⁶⁾多田誠氏は、戸蔵氏が『姓氏家系大辞典』に「清和源氏土岐氏族」とあるものの、土岐氏諸系図には見えず、頼康の被官であったのだろうと指摘される。⁽³⁷⁾また、【史料四】より康行の乱後、土岐満貞の守護代

土岐康行の乱について（岩井）

として確認でき、土岐氏の有力被官であったと思われる。美濃国や尾張国のように頼康の弟が守護代として確認できないのは、『三重県史』で「幕府方の名ばかりの守護だった」と評されるように、この頃の伊勢国では、美濃や尾張国のように頼康の力が及んでいなかったためと思われる。

頼康は貞治の政変によって、伊勢国守護を一度解任されたが、再び康暦元年（一三七九）に補任される。⁽³⁸⁾この時の守護代として確認できるのは土岐康行である。そして永徳二年（一三八二）には次のような経路で遵行が行われる。

【史料六】「將軍足利義満御内書案」（口宣論旨院宣御教書案、『四日市市史』資料編古代・中世七、一九六号）

理性院僧正申、伊勢国智積御厨事、普代相伝地之処、依

不慮之儀、于「今」違乱之由被「嘆」申「候」、不日可「有」遵行「候」、彼仁事、別而抽「祈」禱之懇誠「之間」、殊難「去」候、以「別」儀、急速可「有」其沙汰「一」候也、

十月十九日

鹿野院殿御内書
御判

土岐大膳大夫殿

【史料七】「守護代刑部大輔某遵行状案」（口宣論旨院宣御教書案、『四日市市史』資料編古代・中世七、一九七号）

伊勢国智積御厨事、任「下」被「下」之旨、可「被」沙「汰」付下
地於理性院雜掌「之」状如「件」、

永徳三年四月廿六日

(上條複製)
刑部大輔 在判

多治見參川守殿

『（道史）』資料編古代・中世（下）、一八六号）

【史料八】「多治見道甚遵行状案」（口宣論旨院宣御教書案、『四

日市市史』資料編古代・中世七、一九八号）

伊勢国智積御厨事、任下被_レ仰下_一之旨、可_レ打_レ渡下地於理

性院雜掌之_一状如_レ件、

永徳三年四月廿七日

（多治見道史）
參河守 在判

虫鹿次郎兵衛尉殿

【史料六・七・八】はいずれも伊勢国智積御厨を理性院に打

渡すことを命じた文書である。これらの文書の経路をみると、

幕府↓守護（土岐頼康）↓守護代（土岐康行）↓守護又代（多

治見道甚）↓虫鹿次郎兵衛尉の順で文書が動いている。多治見

道甚は、正中の変で著名な多治見国長を祖とする多治見氏で、

多治見氏は土岐氏一族である。⁴¹つまり、頼康期の伊勢国支配体

制は養子康行を守護代・同族の多治見道甚をその後見とした一

族支配であったことが見てとれる。

頼康没後、伊勢国守護となった康行の乱以前の支配体制は確

認できない。また乱後、明徳二年に再任されるが、当該期にお

ける支配体制も確認できない。伊勢国における康行の支配体制

は次の史料から確認できる。

【史料九】「伊勢国守護土岐康行遵行状」（醍醐寺文書、『三重

等事、任_二今月九日御教書之旨、可_レ沙_レ汰付下地於彼雜
掌_一状如_レ件

（神祇）
「道喜」

応永七年三月十六日

（上條複製）
沙弥（花押）

安芸弾正入道殿

右の史料から守護代は「安芸弾正入道」であることが確認で

きる。宛先の安芸氏は、土岐系図では確認できないため、土岐

氏一族ではないと考えられる。伊勢国には奄芸郡があり、その

地域に居住する国人であろう。

安芸氏は応永七年三月二十七日に柴田兵庫助宛に文書を発給

している。⁴²【史料九】によれば、康行が安芸弾正入道に命じた

のは、「安濃郡末吉・末正兩名」と「泊浦・小浜郷」の沙汰付

けであったが、安芸氏が発給した文書は、「小浜郷」のみを沙

汰付けしている。小浜郷以外の沙汰付については、史料が確認

できず、詳細は不明であるが、伊勢国守護代に土岐氏一族以外

の人物が就いていることは、注目しておきたい。⁴³

康行は応永十一年十月六日に没し、伊勢国守護は康行の子土

岐康政に継承される。康政の発給文書は、次の通りである。

【史料一〇】「伊勢国守護土岐康政遵行状案」（醍醐寺文書、『三

重県史』古代・中世（下）、五二号）

伊勢国三重郡智積御厨大日寺知行分事、任去廿四日御判
并御施行之旨、沙汰付下地於京都座主方^{（康政）}状如件、

土岐左馬助入道

応永十八年九月十日

沙弥 判

赤堀三郎左衛門尉殿

【史料一】「守護土岐康政遵行状」（永源寺文書、『四日市市史』
資料編古代・中世七、二二三号）

伊勢国久米守忠名事、任今月二日御教書之旨、可レ沙汰

付下地於永源寺雜掌之状如件、

応永廿一年九月十四日

沙弥^{（花押）}

春部三郎左衛門尉殿

康政の発給した文書の宛先として「赤堀氏」と「春部氏」が
確認でき、いずれも土岐氏一族ではなく、伊勢国国人領主だと
思われる。また、赤堀氏は「三重県史」で「室町將軍と主従開
係にある地頭御家人で、守護の軍事指揮下にあった。」と指摘
される^{（14）}。つまり、伊勢国では国人領主層を用いて、守護の職務
を全うしていたのだらう。

その他の動きとして、康政は被官人を用いて、守護領を拡大
していたと考えられる。応永十五年十二月二十一日付「石樽莊
田数・年貢等注進状案」に「土岐のよやすとの内大沢修理亮

土岐康行の乱について（岩井）

康英註進」とある^{（15）}。また、応永二十五年作成の「長講堂領目録」

に朝明郡豊田御厨について「守護被官人知行云々」とある^{（16）}。「三

重県史」は、石樽莊の注進状について「この注進状は石樽莊再

編を物語る文書として注目されている」とし、「この作成（作業）

に土岐氏被官がその役割の一端を担っていることは土岐氏の守

護領形成の動きを伝えるもの」としている^{（17）}。注進状に見られる

大沢氏も系図では確認できず、土岐氏一族ではないだらう。し

かし、大沢氏は持頼の時に名前が確認でき、世保氏にとって

重要な人物であったと考えられる。

康政は、『看聞御記』応永二十五年六月六日条で死去してい
ることが確認される^{（18）}。しかし、康政の死はそれ以前であったよ
うで、康政の子持頼が既に伊勢守護となっている。また、康政
が足利義嗣の謀反に加担していた疑いによって、子の持頼も同
罪であるとされ、その結果、持頼は守護職を改替され、所領が
数ヶ所没収された。谷口氏は『看聞御記』の記述通り、守護の
交代があったとし、再び応永二十九年閏十月二十日の遵行命令
をもって還補されたと指摘される^{（19）}。しかし、持頼は応永二十五
年十二月二十五日に次のような遵行状を発給している。

【史料一二】「伊勢国守護土岐持頼遵行状写」（口宣綸旨院宣御
教書案、『三重』古代・中世（下）、五三号）

伊勢国三重郡智積御厨本別納・新別納・桜郷大蓮名事、

任下被_二仰下_一之旨^上、可_レ沙汰渡大宮局雜掌_二之状如件、

応永廿五年十二月廿五日 刑部少輔^(上棟特稱) 在判

赤堀兵庫入道殿

守護職の改替があつたとするならば、その半年後には再び守護職に返り咲いていることが確認できる。また持頼は、二度伊勢守護になるが、第一次期と呼べるこの時期に発給した文書は、この一通のみである。宛先の赤堀氏は、康政の代にも守護被官として活動していた。また、赤堀氏に対して発給する文書の対象地は、康政の時同様に「伊勢国智積御厨」である。これらから、赤堀氏の基盤は智積御厨がある三重郡であつた可能性を指摘できる。康行は、安芸氏に「安濃郡末吉・末正両名并泊浦・小浜郷等」の沙汰付け命令を出し、康政は、春部氏に「久米守忠名」の沙汰付け命令を出していた。つまり、世保氏は遵行対象地に基盤のある国人領主に沙汰付の命令をしていたのではないだろうか。頼康期は一族を中心に、乱後の美濃・尾張両国では富島氏・戸藏氏のように守護が命令を下達する一族は決まっていたような印象を受けるが、乱後の伊勢国では、世保氏が領国支配の為に起用していた人物は、土岐一族以外の様々な国人領主であつた。

持頼はその後、応永二十九年閏十月二十日付の「足利將軍家御教書案」⁽¹⁾で沙汰付けの命令を受けるが、それを遵行すること

はなく、応永三十一年五月に仙洞女房との密通が露見し、逐電してしまふ⁽⁵²⁾。しかし、それ以前に持頼は伊勢国守護ではなくなつた可能性がある。応永三十年に幕府は、本来であれば守護に命じる命令を伊勢国国人領主である関・長野氏に下している。稲本紀昭氏は、応永三十一年の仙洞女房との密通より以前に、持頼は伊勢国守護を解任されたとし、筆者もそれに肯首する。

持頼は、応永三十四年十一月二十七日に「御免」となつたことが確認される。持頼が再び伊勢国守護を補任されるのは、正長元年(一四二八)七月十九日のことである。このタイミングでの補任について谷口氏は、

正長元年この年、南朝の小倉宮が伊勢国司北畠満雅を頼つて逐電したが、持頼のこの三度目の伊勢守護就任は、北畠氏の小倉宮を奉じての挙兵鎮圧のためであつた。

と指摘される。その為、持頼が伊勢守護就任翌日に美濃国小嶋へ戻る行為は、北畠満雅追討の準備であつたと考えられよう。美濃国小嶋とは持頼の曾祖父頼康が死去した場所で、康行の乱の時、康行が幕府軍に抗戦し、最後に落城した場所である。つまり、美濃国小嶋は世保氏にとって重要な場所であり、戦準備の拠点であつた可能性が高い。しかし、数年間牢人であつた持頼にとって、満雅追討への準備は難しく、將軍義教は、美濃国守護西池田氏や奉公衆の中で土岐名字の者に合力を命じている⁽⁵³⁾。

永享十二年（一四四〇）五月に大和国に在陣中、持頼は長野氏に襲われ死去した。⁽⁵⁹⁾ 持頼が再任されてから死去するまでに発給した文書は確認できるもの、いづれも支配体制が確認できる文書ではない。文書以外から持頼の支配体制を構成していたと考えられる人物として、『満濟准后日記』正長二年六月九日条に確認できる「神戸小児・志多見入道・高山某」がいる。

神戸氏は頼康の時、尾張国守護代として確認できる土岐氏一族だろうか。しかし、神戸氏は伊勢神戸氏の可能性も指摘されている。⁽⁶¹⁾ 高山氏は、暦応三年（一三四〇）十月十七日付「熊谷直経代三山重行軍忠状」に「属土岐肥田四郎殿・同高山弥六殿御手」とあり、土岐氏一族と確認できる。⁽⁶²⁾ 志多見氏は『土岐市史』所収の土岐系図によると、初代美濃国守護頼貞の兄弟衡国を祖とする土岐氏一族である。⁽⁶⁴⁾ また志多見氏は、「応仁略記」によると、持頼の最期、共に出陣した軍奉行であった。⁽⁶⁵⁾ このように土岐氏一族の一部は持頼をはじめとする世保氏に従っていた。しかし、彼らがどのタイミングで世保に従ったかは不明であり、彼らは伊勢国守護代として現れていない。

応永七年以降の伊勢国守護は北半国守護で、⁽⁶⁷⁾ 守護が支配を行う地域はそれ以前より狭くなった。その地域には幕府直属の奉公衆や北方一揆など力をつけた国人がいた。また、『三重県史』で指摘されているように第二次期の持頼（正長元年〜永享十二

年）は、永享二年八月以降、寺社領の押領をしていた。⁽⁶⁸⁾ つまり、守護自身が押領しなければならないほど、伊勢国に土岐氏の基盤がなかったのだろう。そのような状況下であれば、康行の乱以後、力がなくなった一族よりも、力をつけたその地域に元來居住している国人領主層を守護代として起用した方が、守護にとつて都合がよかったのではないだろうか。

第三章 土岐康行の乱以後の土岐氏一族動向

前章において伊勢国守護世保氏に従った土岐氏一族の存在について指摘した。一方でこうした事例は、美濃国守護土岐西池田氏には見受けられない。また、土岐康行の乱以前の支配体制が土岐頼康の弟を中心とした一族支配であったことは既に指摘されるが、世保氏に従った一族に頼康の弟は見受けられない。そこで本章では、乱以後の土岐氏一族動向を検討していく。

まず、世保氏に従った一族として、高山氏について考察していく。高山氏は、次の二点の史料が示している通り、明德元年（一二九〇）に所領を失い、その所領は佐々木氏に沙汰付けされたようである。

【史料一三】「管領斯波義将施行状案」（佐々木文書、『愛知県史』資料編九、五八三号）

佐々木大膳大夫高秀申尾張国大浦分田（中嶋郡カ）跡高山事、先度被_レ成_二

施行_一、処不_二事行_一云々、甚無_レ謂、不日沙汰付高秀代、可_レ被_レ執_二進請取状_一、依_レ仰執達如_レ件、

明德元年六月九日 左衛門佐御判（斯波高経）

土岐伊与守殿

【史料一四】「管領斯波義将施行状案」（佐々木文書、「岐阜県史」史料編古代・中世四、四号）

佐々木大膳大夫高秀申美濃国多芸内吉田（多芸郡）跡高山事、早任_二去四月廿五日御下文_一、可_レ被_レ沙汰付_二之状_一、依_レ仰執達如_レ件、

明德元年六月廿日 左衛門佐御判（斯波高経）

土岐刑部少輔入道殿

明德元年は康行の乱が終結した年であり、右史料から幕府方に味方した佐々木高秀に關所地処理として沙汰付されたものと思われる。つまり、高山氏は康行の乱で康行に味方し、所領を失ったと考えられる。

次に世保氏に従った人物として、土岐満貞の孫嶋田満清が確認できる。満清は、「土岐系図」に「於_二勢州_一属_二持頼_一。永享年中持頼同時自害。」とあり、持頼の有力被官であったと考えられよう。嶋田氏については、次のような史料がある。

【史料一五】「土岐嶋田益忠庭中申状案」（蜷川家古文書、「岐阜県史」史料編古代・中世四、四号）

土岐嶋田左京亮益忠謹庭中言上

一所 美濃国多芸庄内關所分（多芸郡）

一所 同国時多良郷（長良郡）

一所 同国四ヶ春近

一所 同国生津庄（大井郡）東方地頭職除今峯村之、

一所 伊勢国日永庄

右、彼所々者、鹿苑院殿様・勝定院殿様帶_二数通之_一 御判、

同御自筆之御内書等、高祖父善忠・曾祖父満貞迄知行無_二相違_一之處、連々上_レ不知行之間、一向雖_レ為_二無足_一、堪忍仕

者也、取分多芸庄之事者、為_二名字之地_一、応永十七年迄知行仕之處、鹿苑院殿様御時、武者小路殿彼在所号_レ有_二領家_一、依_レ被_レ掠_二申下地_一、於_レ被_レ半濟_二守護_一被_レ持_二せ_一之条、無_二

其謂_一者哉、其後 勝定院殿様御代_二自_二住古_一為_二色濟之在所_一之由、就_二歎申_一、応永十七年、如_レ元被_レ成_二下一圓_一御

判_二之条_一、忝存之處、依_二守護御代官申_一、終_二無_二遵行_一之間、任_二御判之旨_一、入部仕之處、以_二国之勢_一相支事、不思議

次第也、結句其時一圓_二令_二押領_一、其以後、剩号_二大裏御料所_一、致_二御代官_一之段、旁以不便之至也、所詮彼在所

御代官職被_二預下_一、於_二御年貢等_一者、無_二懈怠_一、可_レ執_二進上申_一并所々事、被_レ成_二下還補之御判_一、如_レ元全_二知行_一爲

抽_二奉公忠_一、勒_二粗謹庭中言上_一如_レ件、

長祿三年十二月 日

嶋田氏は、美濃国多芸庄内闕所分をはじめとする所領を失い、応永十七年に元のように一圓化するようにな書が出された。しかし、美濃国守護はそれを遵行せず、押領したようである。

以上のことから、高山氏や嶋田氏のように、世保氏に従った土岐氏一族は、康行の乱で所領を没収されたり、美濃国守護西池田氏によって押領されたりして、所領を失っていたのではないだろうか。

次に一族支配体制下で守護代を経験しながら、世保氏に従わなかった一族は、康行の乱後、どうしたのだろうか。土岐氏一族の多くは、幕府の直轄軍である奉公衆となっている。谷口氏は「奉公衆中の土岐一族は十八家から二十家前後を数え、一族という単位を尺度にすると、奉公衆中最大の家数をしめしている」と指摘される。⁽⁷¹⁾ 次の表は各番帳から土岐氏一族を抽出したものである。

奉公衆として検出した一族を系統別に分けると次のようになる。⁽⁷²⁾

- ・ 頼清系統：深坂、揖斐、稲木、肥田瀬、久々利、羽崎、長山
 - ・ 頼遠系統：今峯、外山、小柿、穂保
 - ・ その他：本庄、原、石谷、明智、長沢、肥田、小里、多治見
- 頼清の系統には、美濃国守護代であった土岐頼雄の子から派

土岐康行の乱について（岩井）

生する揖斐氏や深坂氏、稲木氏、尾張国守護代であった土岐直氏の子から派生する肥田瀬氏、土岐康貞の子から派生する久々利氏や羽崎氏等が見られる。頼雄や直氏、康貞は土岐頼康の弟で、彼らの子孫が土岐康行の乱で康行に味方したのは容易に想像できよう。また本庄氏は、頼康の代に尾張国在国守護代であった。多治見氏は康行の乱以前、美濃・尾張・伊勢それぞれで活動しており、康行の代には美濃国守護代として活動していた。つまり、頼康の支配体制を構成していた人物等は、奉公衆となっている。⁽⁷⁴⁾

また、奉公衆の中には、美濃国二代守護土岐頼遠の系統が確認できる。頼遠は、康永元年（二三四二）九月六日に光厳上皇の行列に弓を放ち狼藉したことで、同年十二月一日誅殺された。⁽⁷⁵⁾ 渡邊元親氏は頼遠系統の今峰氏を当参奉公人とされる。⁽⁷⁶⁾ 当参奉公人は奉公衆の前身とされる南北朝期の將軍直属国人である。今峰・外山両氏は『太平記』によれば、幕府と敵対していた仁木義長に属していたとされ、翻って寄手に加わったとされる。⁽⁷⁷⁾ 頼遠の処刑後、身のふりかたが不明とされてきた頼遠の子息であるが、土岐康行の乱以前に幕府方に取り込まれたと推測できよう。⁽⁷⁸⁾

「長享番帳」	「東山番帳」	「久下番帳」
土岐揖斐孫次郎 土岐揖斐孫右丸 土岐小里能登守	土岐揖斐孫太郎 土岐尾黒（筆者註・里）次郎 土岐本庄民部少輔 土岐原四郎	
土岐小柿式部少輔 土岐深坂次郎	土岐小柿次郎 土岐深坂次郎	
	土岐久々利民部少輔 土岐今峯駿河守 土岐外山民少輔	
土岐明智兵庫助 土岐明智左馬助政宣 土岐飛驒（筆者註・肥田）中務少輔直盛 土岐飛驒（筆者註・肥田）伊豆守 土岐飛驒（筆者註・肥田）太郎尚直 土岐石谷兵部少輔 土岐長沼（筆者註・沢）治部少輔	土岐明智兵庫頭 土岐中（筆者註・長）沢五郎 土岐肥田判官 土岐鳴治部少輔 土岐肥田中務少輔 土岐石谷兵部大輔	土岐肥田伊豆入道 土岐肥田左馬助 土岐肥田中務少輔 土岐石谷兵部少輔 土岐安津治部少輔 土岐御器所彦九郎 土岐明智兵庫頭
土岐今嶺兵部大輔 土岐石谷		

その他の系統に現れる明智氏については、次の二点の史料がある。

【史料一六】「足利義詮袖判御教書」（土岐文書、『岐阜県史』史料編古代・中世四、八号）

（花押）

尾張国海東郡内庶子等跡除軍忠事、所預置也、早守先例、可致沙汰之状如件、

延文六年十二月廿三日

土岐下野入道殿

【史料一七】「足利義満袖判御教書」（土岐文書、『岐阜県史』史料編古代・中世四、一二号）

（足利義満）
（花押）

土岐明智氏王丸本領事、不レ可有二相違一之状如件、

明徳元年十二月十四日

【史料一六】によれば、延文六年に土岐下野入道（頼高）は尾張国海東郡内庶子等跡を預け置かれていた。²⁹⁾ 頼高は、明智と号し始めた頼重の弟である。佐藤進一氏は、「半済分にせよ、兵糧料所にせよ、闕所にせよ、「預置」文言をもつて將軍が給与する所領はすべて將軍の直轄領と見てよい。」と指摘される。³⁰⁾ 將軍の直轄領を与えられていることを考えると、既に明智氏は守護家から離れ、幕府方の人物であったのだろう。³¹⁾ また康行の

表一 奉公衆となった土岐氏一族

史料名	「幕府番帳」	「文安番帳」	「永享番帳」
一番	土岐本庄民部少輔 土岐原駿河守 土岐揖斐太郎 土岐羽崎十郎 土岐本庄伊豆入道/在国	土岐本庄民部少輔 土岐原駿河守 土岐揖斐孫太郎 土岐羽崎十郎 土岐本庄伊豆入道/在国	土岐揖斐太郎 土岐厚（筆者註・原）駿河守 土岐本庄福寿丸
二番	土岐深坂治部少輔 土岐小柿式部少輔	土岐深坂治部少輔	土岐深坂次郎 土岐小柿式部少輔 土岐稻木四郎
三番	土岐肥田瀬宮内大輔 土岐久々利五良 土岐外山中務少輔 土岐外山孫四郎 土岐今峯孫三郎 總保刑部大輔	土岐久々利四郎 土岐肥田瀬宮内少輔 土岐外山孫四郎 總保刑部大輔 多志見（筆者註・多治見カ）孫太郎/在国	土岐外山近江守 （筆者註・田）瀬宮内少輔 土岐久々利五郎 土岐外山孫四郎 土岐稻（筆者註・穂）保刑部大輔 土岐金（筆者註・今）峰孫三郎
四番	土岐肥田伊豆守 土岐肥田次郎 土岐石谷孫三良 土岐長澤治部少輔	土岐肥田瀬伊豆守 土岐各（筆者註・石）谷孫三郎 土岐肥田瀬次郎 土岐長沢治部少輔	土岐肥田瀬伊豆守 土岐石谷孫九郎 土岐肥田中務少輔 土岐長沢治部少輔
五番	土岐長山右馬助入道		土岐飛驒（筆者註・肥田）八郎 土岐今峰兵部少輔

※谷口研語『美濃・土岐一族』89頁を参考に、加筆修正を施した。

土岐康行の乱について（岩井）

乱後、所領を没収された土岐氏一族については既に触れたが、【史料一七】によると、明德元年に明智氏は本領を安堵されている。明德元年は、康行の乱が起きた年だが、康行の乱における明智氏については、幕府方として行動していたことが指摘されている⁽⁸⁾。また石谷氏も明智氏同様、次の史料によると、康行の乱以前から幕府側の人物であったのではないかと考えられる。【史料一八】「足利義満袖判御教書」（土岐文書、『岐阜県史』史料編古代・中世四、一三三号）

(花押)
(足利義満)

美濃国莚田庄地頭職・同国石谷郷^{次号重}地頭職事、早土岐石谷遠江守氏久相傳領掌、不_レ可有_二相違_一之状如_レ件、

嘉慶三年二月七日

右の御教書が発給された嘉慶三年は、康行の乱直前である。幕府は石谷氏を取り込むため、石谷氏の所領を安堵したのではないだろうか。

以上のことから、土岐康行の乱以前に土岐氏一族内で幕府側・守護側に分裂していたのではないかと考えられる。守護から独立した者が將軍に直結したことを福田豊彦氏は、「奉公衆中の多数を占める者が守護から独立して將軍に直結していたことは、有力守護大名を牽制・統制して中央への依存性を強める機能を果たした。」と指摘される⁽⁹⁾。土岐氏が三国守護

たりえたのは有力庶子の存在があったためであり、幕府は彼らを奉公衆とすることで守護権力を弱体化させ、守護大名を牽制・統制しようと試みたのではないか。また、こうした有力庶子が土岐頼康の代に尾張国へと押領を続けたことは既に指摘されていることであり、土岐康行の乱が尾張国守護職を収公する思惑であったことは既に述べたが、幕府は結果的に直轄軍の編成強化に成功したのである。

奉公衆となった土岐氏一族には「所領に対する税の免除」⁽⁸⁵⁾「所領が守護使不入地となる」などの特権が与えられており、奉公衆の所領は守護の管轄外となり、守護から押領される心配がなくなつたと考えられる。

以上、土岐康行の乱後の土岐氏一族は、伊勢国守護世保氏に従つた、もしくは幕府の直轄軍である奉公衆となつたと考えられる。世保氏に従う場合は乱後に所領を失つた者が多く、一部の奉公衆は乱以前に所領を安堵されるなど、所領に対する処理には一族間において差異があつたのである。

おわりに

これまで土岐康行の乱は足利義満による守護権力削減の動きとして捉えられてきたが、「第一章」で指摘したように土岐氏

から尾張国守護職を収公することが狙いであろう。また、この乱によつて、一族支配体制が美濃国において瓦解することは既に指摘される場所であるが、「第二章」で検討したように伊勢国においても同様の事がいえる。美濃国では富嶋氏という西美濃に基盤を持った国人領主が守護代となつているが、伊勢国では対象地によつて、守護が命令を下す相手を変えていた。また、伊勢国守護世保氏のもとには、康行の乱や美濃国守護の押領行為による所領の減少・消失によつて、土岐氏一族の一部が集結している。なぜ彼らが伊勢国守護代とならなかつたのかは不明であるが、おそらく伊勢国における守護職の脆弱性が一因と考えられ、伊勢国国人領主層を用いた方が伊勢国を容易に支配できてしまう状況だつたのだろう。

康行の乱で一族支配が瓦解し、頼康の弟をはじめとする土岐氏一族は、所領を失わないために、幕府のもとに奉公衆として集結したのでろう。また、幕府も土岐氏一族を奉公衆とすることで、美濃国守護の監視ができ、守護権力の拡大を抑えることができたのではないか。奉公衆になることは、幕府・土岐氏一族互いにメリットがあつたのだが、康行の乱以前の支配体制を構成していた一族が奉公衆となつたことで、美濃・伊勢両国の支配体制は、変化せざるを得ない状況となつたのではないだろうか。以上のことから、彼らが奉公衆として幕府に吸収された

ことが、一族支配の瓦解の一番の原因だったのではないかと考える。

また、土岐康行の乱が尾張国守護職を土岐氏から収公するための策であったと結論つけたが、なぜ尾張国守護であったのかを解明することは本稿においてできていない。おそらく、土岐氏が尾張国のみに対し、押領行為を続けたことが原因と考えられるが、今後の課題としたい。

注

- (1) 田中義成『南北朝時代史』（明治書院、一九二八年）二七〇～二七一頁
- (2) 明徳二年十月十九日付「足利義満御内書案」（醍醐寺文書、『岐阜県史』史料編四、五五号）
- (3) 稲本紀昭「室町期伊勢国守護考」（岸俊男教授退官記念会編『日本政治社会史研究 下』、塙書房、一九八五年）
- (4) 堀川康史「今川了俊の探題解任と九州情勢」（『史学雑誌』一二五（一二）、二〇一六年）、同氏「今川了俊の京都召還」（『古文書研究』八七、二〇一九年）
- (5) 「美濃守護土岐氏とその一族」（『歴史手帖』五一、一九七八年）
- (6) 新人物往来社、一九九七年

土岐康行の乱について（岩井）

- (7) 「南北朝期の土岐氏一族支配について」（『皇學館論叢』二八（二）、一九九五年）、「南北朝期の土岐氏守護代について」（『岐阜史学』九二、岐阜史学会、一九九七年）
- (8) 「土岐頼康と応安の政変」（『日本歴史』七六九、二〇一二年）
- (9) その他に足利義満の政治権力の転換期となった康暦の政変を土岐氏の視点から考察された佐伯浩氏の「土岐頼康と康暦の政変」（岐阜県郷土資料研究協議会編『郷土研究岐阜創立三十周年記念論集』、岐阜県郷土資料研究協議会、二〇〇三年）、頼康・その弟直氏・頼康の代官の在京活動を検討された格和賢氏の「南北朝期における土岐氏の在京活動」（『大正大学大学院研究論集』四六、二〇二二年）などがある。
- (10) 「美濃国守護土岐頼益の支配体制―斎藤氏の抬頭過程を中心に―」（『皇學館史學』一六、二〇〇二年）
- (11) 「土岐康行の乱と美濃国の変動」（岐阜県郷土資料研究協議会編『郷土研究岐阜創立四十周年記念論集』、岐阜県郷土資料研究協議会、二〇一三年）
- (12) 「美濃守護土岐西池田氏と伊勢守護土岐世保氏」（『日本歴史』三五六号、一九七八年）
- (13) 前掲註（6）谷口氏著書、七八頁

(14) 佐藤進一『室町幕府守護制度の研究 上』(東京大学出版会、一九六七年)

(15) 桐田貴史「天理大学附属天理図書館所蔵『凶徒御退治御告文』」(『神道史研究』六九(一)、二〇二一年)

(16) 『岐阜県史』は、

土岐氏を総領した康行は、革手府城に在って、其の子康政を伊勢国〔土岐系図に伊勢、守護職とある〕に守護職として、京都に遣した。また弟島田満貞を尾張国に配して、守護代とした。また弟島田満貞を康行の代官として、京都に遣した。

としている(『岐阜県史』通史編中世(岐阜県、一九六九年)九九頁)。土岐康行の尾張国守護としての徴証は管見の限り確認できず、康行期の守護代は『岐阜県史』の記述に依拠する。

(17) 土岐満貞の尾張国守護としての最後の徴証は管見の限り、明徳二年八月七日付「管領細川頼元奉書」(妙興寺文書、『愛知県史』資料編九、六〇七号)である。翌年六月には畠山深秋の尾張国守護としての徴証が見られ(明徳三年六月十三日付「管領細川頼元奉書」(『愛知県史』資料編九、六二五号)、以後土岐氏が尾張国守護になることはない。

(18) 前掲註(14) 佐藤氏著書、七九〜八八頁

(19) 同右

(20) 前掲註(7) 多田誠「南北朝期の土岐氏一族支配について」

(21) 『天日本史料』貞治五年八月八日条

(22) 前掲註(8) 山田氏論文

(23) 山田徹「南北朝後期における室町幕府政治史の再検討

(中) — 康暦の政変以降の政治過程と細川氏・山名氏・土岐氏 —」(『文化學年報』六七、二〇一八年)

(24) 「花宮三代記」(『群書類従』第二十六輯、雑部所収)

(25) 「後深心院関白記」康暦元年閏四月十四日条

(26) 前掲註(23) 山田氏論文

(27) 山田徹「南北朝後期における室町幕府政治史の再検討(下)

— 足利義満と斯波義将 —」(『文化學年報』六八、二〇一九年)

(28) 『明徳記』は和田英道『明徳記 校本と基礎的研究』(笠間書院、一九九〇年)を使用。

(29) 前掲註(28) 和田氏著書、三〇九頁

(30) 「常楽記」(『群書類従』第二十九輯、雑部所収)嘉慶二年五月九日条

(31) 富倉二郎「明徳記考」(黒田彰・岡田美穂編『軍記物語研究叢書第九卷 軍記物語研究論文集』、クレス出版、二〇〇五年。初出、一九四一年)

また、和田英道氏は、次のような要件を示し、『明德記』の作者を考察された。

・義満方（幕府方）に属し、細川氏と友好関係にある武士であったこと

・義満の策（謀）をしりうるほどの地位にあったこと

・土岐氏山名氏の滅亡に同情する地位にあったこと

・時衆に帰依していたこと

和田氏は右の四つの要件に当てはまる人物として畠山氏の被官である温井入道楽阿を挙げられる（前掲註（28）和田氏著書、三五〇頁）。

(32) 『愛知県史』資料編九、一〇三二―一〇四二頁

(33) 前掲註（10）廣瀬氏論文、前掲註（11）佐伯氏論文

(34) 前掲註（14）佐藤氏著書、七一―七八頁

(35) 漆原徹「軍勢催促状と守護」同『中世軍忠状とその世界』、吉川弘文館、一九九八年。初出、一九八七年

(36) 康安元年（一三六一）十二月十五日付「伊勢守護土岐頼康遵行状」（石水博物館所蔵文書（佐藤文書）、『三重県史』資料編中世二、一九号）

(37) 太田亮『姓氏家系大辞典』第二卷（角川書店、一九八一年）三九五〇頁。前掲註（7）多田誠「南北朝期の土岐氏守護代について」

土岐康行の乱について（岩井）

(38) 『三重県史』通史編中世（三重県、二〇二〇年）、四四一頁

(39) 前掲註（14）佐藤氏著書、七四―七五頁

(40) 康暦二年八月三日付「土岐頼康遵行状案」（神宮文庫所蔵氏経卿引付、『四日市市史』資料編古代・中世七、一九五号）

(41) 多治見道甚是土岐康行が美濃国守護となると美濃国守護代として確認できる。（康応元年三月二日付「土岐康行施行状案」（実相院文書、『岐阜県史』史料編古代・中世四、一一号）・康応元年六月二十七日付「土岐康行遵行状」（醍醐寺文書、『岐阜県史』史料編古代・中世四、四八号））

(42) 「伊勢国守護代安芸入道宗栄遵行状」（醍醐寺文書、『三重県史』資料編古代・中世（下）、一八七号）

(43) 『大日本史料』応永十一年十月六日条

(44) 『三重県史』通史編中世、四八七頁

(45) 久我家文書、『三重県史』資料編中世三（上七）、二六号

(46) 京都御所東山御文庫所蔵、『三重県史』資料編中世三（中）、一一号

(47) 『三重県史』通史編中世、四五四頁

(48) 『満濟准后日記』永享二年十月五日条に「自伊勢守護方。使節大澤入道参洛」とある。（以降、本史料は『統群書類従』補遺一を用いる。）

- (49) 『統群書類従』補遺二(以降、本史料は『統群書類従』補遺二を用いる。)
- (50) 前掲註(12) 谷口氏論文
- (51) 地藏院文書、『岐阜県史』史料編古代・中世四、二号
- (52) 『満濟准后日記』応永三十一年五月四日条、『看聞御記』同年五月六日条
- (53) 応永三十年十二月二十三日付「管領畠山満家奉書案」(醍醐寺文書、『三重県史』古代・中世(下)、五四号)・応永三十年十二月二十三日付「管領畠山満家奉書写」(口宣繪旨院宣御教書案、『三重県史』古代・中世(下)、五五号)
- (54) 前掲註(3) 稲本氏論文、三〇七頁
- (55) 『満濟准后日記』応永三十四年十一月二十七日条
- (56) 前掲註(12) 谷口氏論文、四六〇四七頁
- (57) 『満濟准后日記』正長元年七月二十日条
- (58) 『満濟准后日記』正長元年八月十一日条
- (59) 『齋藤基恒日記』永享十二年五月十六日条
- (60) 永享二年七月四日付「伊勢国守護土岐持頼書下案」(醍醐寺文書、『三重県史』古代・中世(下)、二五号)、同年八月十六日付「土岐持頼書状」(西山地蔵院文書、『三重県史』資料編中世三(中)、一〇号)、同年九月十一日付「土岐持頼書状」(西山地蔵院文書、『三重県史』資料編中世三(中)、一一号)等がある。
- (61) 前掲註(6) 谷口氏著書、一七四頁
- (62) 熊谷文書、『岐阜県史』史料編古代・中世四、八号
- (63) 堀川氏は、この史料中に見られる肥田氏・高山氏を将軍直臣と考えられている。(堀川康史「南北朝期室町幕府の地域支配と有力国人層」『史学雑誌』一二三(一〇)、二〇一四年) 一方で、なぜ次章で確認できるように肥田氏は將軍直臣(奉公衆)のまま、高山氏は世保氏に從ったのかは不明である。
- (64) 『土岐市史』(一) 原始時代〜関ヶ原合戦(土岐市、一九七〇年) 一四五〜一四八頁
- (65) 『群書類従』第二十輯、合戦部所収
- (66) その他に世保に從った人物として、「土岐系図」に頼貞の兄弟である定親の玄孫康光が康政の養子となっていることが確認できる。谷口氏は、「東池田氏」・「嶋田氏」も世保氏に從っていたことを指摘される。(前掲註(6) 谷口氏著書、八四頁) 嶋田氏については、第三章で検討する。
- (67) 『三重県史』通史編中世、四五二頁
- (68) 『三重県史』通史編中世、四五七頁
- 一方で、頼康期には伊勢国に対し、一族による押領行為は確認されていない。多田氏は、「土岐頼康が濃・尾・勢

の三国守護であった時代、その勢力範囲は濃尾二国に限られており、伊勢は勢力圏外であった」と考えられている。(前掲註(7)多田誠「南北朝期の土岐氏一族支配について」、一〇三頁)つまり、土岐氏は世保以降のみならず、伊勢国守護に補任されて以来、伊勢国に於ける基盤が少なかったと考えられる。

(69) 『続群書類従』第五輯下、系図部所収

(70) 土岐康行の乱後、所領を失っているながら、世保氏に従ったどうか不明の土岐氏一族もいる。それは土岐船木氏である。船木氏には次のような史料がある。

「足利義満袖判下文案」(佐々木文書、『岐阜県史』史料編古代・中世四、三三号)

(正河義徳)
鹿苑院殿様

御判

下 佐々木大膳大夫高秀

可_レ早領知_二土岐船木伊豆入道跡事

右、為_二美濃国大屋田替所_一宛行也、者守_二先例_一可_レ致_二沙汰_一之状如_レ件、

明德元年六月十八日

船木氏は、高山氏同様、康行の乱で康行に味方し、乱後、所領を失ったようである。しかし、高山氏とは異なり、応

土岐康行の乱について(岩井)

永三十四年に美濃国船木庄内十五条をはじめとする所領について訴えている。(「足利將軍家御教書案」佐々木文書、『岐阜県史』史料編古代・中世四、一二号)結果、訴えは棄却され、右の袖判下文をもって佐々木氏に安堵された。

(71) 前掲註(6)谷口氏著書、八八頁

(72) 本稿で取り扱う各番帳とは次の通りである。

・「幕府番帳」(『蜷川家文書』三〇・三一号)

・「文安年中御番帳」(『群書類従』第二九輯、雑部所収)(以下、「文安番帳」と称す。)

・「永享以来御番帳」(『群書類従』第二九輯、雑部所収)(以下、「永享番帳」と称す。)

・「長享元年九月十二日常徳院殿様江州御動座當時在陣衆着到」(『群書類従』第二九輯、雑部所収)(以下、「長享番帳」と称す。)

・「東山殿時代大名外様附」(今谷明「東山殿時代大名外様附」について―奉公衆の解体と再編―)(同「室町幕府解体過程の研究」、岩波書店、一九八五年。初出、一九八〇年)(以下、「東山番帳」と称す。)

・「四番衆交名」(久下文書、七七号(『兵庫県史』史料編中世三))以下、「久下番帳」と称す。)

(73) 「久下番帳」に見られる御器所・安津氏は系図で確認で

きず、いずれの系統か判別できない。安津氏について谷口氏は長沢氏と認識している。(前掲註(6) 谷口氏著書、八九頁)

(74) 南北朝期の守護代については前掲註(7) 多田氏「南北朝期の土岐氏守護代について」を参照。

(75) 『大日本史料』康永元年十二月一日条

(76) 渡邊元親「南北朝期室町幕府における「当参奉公人」と軍勢催促」(『年報中世史研究』三五、二〇一〇年)

(77) 『太平記』卷三十六「仁木京兆参南方事付大神官御託宣事」(『太平記』は日本古典文学大系を使用。)

(78) 前掲註(6) 谷口氏著書、九二頁

(79) 延文六年三月二十九日に北朝は康安と改元しており(『大日本史料』康安元年三月二十九条)、本文書については検討を要する。本文書の写真を確認すると、「延文元年」と思われる。写真は土岐市文化振興事業団編「特別展 光秀の源流 土岐明智氏と妻木氏」(土岐市美濃陶磁歴史館、二〇二〇年) 一九頁で確認した。

(80) 佐藤進一「室町幕府論」(同『日本中世史論集』、岩波書店、一九九〇年。初出、一九六三年) 一三五頁

(81) 渡邊氏は明智氏も今峰氏同様、当参奉公人と指摘される。

(前掲註(76) 渡邊氏論文)

(82) 三宅唯美「室町幕府奉公衆土岐明智氏の基礎的整理」(柴裕之編『明智光秀』、戎光祥出版、二〇一九年。初出、一九八八年)、七四頁

(83) 福田豊彦「室町幕府の奉公衆体制」(同『室町幕府と国人一揆』、吉川弘文館、一九九五年。初出、一九八八年)、一四頁

(84) 前掲註(7) 多田氏「南北朝期の土岐氏一族支配について」

(85) 同右

(86) 文明四年十一月二十二日付「足利義政袖判御教書」(前田家所蔵文書、『岐阜県史』史料編古代・中世四、一一号)

(87) 北畠満雅の乱の時に就任した持頼は、すぐに征討へと向かわず、一旦、美濃国で軍勢を集めてから向かったこと、頼康の代から土岐氏による押領行為がなく、伊勢国における基盤が少ないことなどを脆弱性の根拠とする。

(いわい ひろと・皇學館大学大学院後期課程)